

広島県告示第百六十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十八条の二第二項の規定によつて、次の道路を自動車専用道路に指定する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、平成二十八年三月三十一日までの間、縦覧に供する。

平成二十八年三月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

| 路線名      | 指定する区間   | 指定する日      |
|----------|--|------------|
| 県道吉川大多田線 | 東広島市黒瀬町乃美尾字ナマツ原三六六番一<br>地先から<br>東広島市黒瀬町乃美尾字新地谷二四一番地<br>先まで<br>東広島市黒瀬町乃美尾字新地谷一七二番一<br>地先から<br>東広島市黒瀬町乃美尾字新地谷二五八番二<br>地先まで | 平成二八年三月一七日 |